

絶対的剰余価値生産と標準労働日

森 田 成 也

第1節 問題の所在と本稿の課題

周知のように、マルクスは現行版『資本論』第1巻の第3編「絶対的剰余価値の生産」において、労働力価値一定という前提を置いて剰余価値（絶対的剰余価値）の発生を説いている。労働力価値を再生産するのに要する労働時間（必要労働時間）を越えて労働日（1日あたりの労働時間）を延長することではじめて剰余価値が発生するのである。

こうした「労働力価値（可変資本）＝一定量」の前提が最もはっきりと示されているのは、第3編第7章「剰余価値率」の第3節に出てくる例の有名な「シーニアの最後の1時間」である。シーニアは、利潤が生み出されるのは労働日の最後の1時間であるとし、したがって労働時間が1時間縮小されれば工場主が獲得するすべての利潤が消えてなくなるだろうと述べたが、それに対してマルクスは、それは剰余価値率を若干低くするだけで、利潤が消えることはないと反論している（現行版『資本論』第1巻〔以下、KIと略記〕、大月書店、295頁、S.241）。さらにマルクスは逆に労働時間が延長される場合（11時間半から13時間に）も考察し、この場合も労働力価値が一定として計算され、したがって剰余価値率が「100%から $126 \cdot 2/23\%$ に上がるだろう」（同前）と言われている。

このように、この時点でのマルクスが、労働時間が縮小されようが延長されようが必要労働時間は一定であるという前提に立っていたのは明らかである。

また、第3編の最終章である第9章「剰余価値率と剰余価値量」の冒頭には、「これまでと同様に、この章でも労働力の価値、すなわち労働日のうち労働力の再生産または維持に必要な部分は、与えられた不変な量として想定される」(KI、399頁、S.321)という一句が存在していることから、この労働力価値一定の前提が少なくとも第3編全体を通じて一貫されているのは明らかであろう。

マルクスが労働力価値一定の前提を外すのは第4編「相対的剰余価値の生産」においてであり、ここで生活手段価値の低減や熟練の解体に伴って労働力価値の減価について論じられている。さらに、労働支出量の増大に応じて労働力価値(マルクスにとっては「労働力の価格」と表記されているが、この問題は後述)が増大するという議論は、第5編の「絶対的および相対的剰余価値の生産」の第15章「労働力の価格と剰余価値との量的変動」以降で初めてなされている⁽¹⁾。それまでは、たとえ労働支出量が絶対的に増大する場合でさえも労働力価値が増大しないという前提に立っていたのである。

たしかに、後述するように労働力価値一定という前提は理論的に不可欠であり、また歴史的にも必然性を有している。しかしながら、この前提は、剰余価値発生仕組みを十分に解き明かした後には必要なくなる前提ではないのか? この前提を第3編全体にわたって維持する必要性はあるのだろうか?

もっと端的に言えば、労働時間が延長されているのに労働力価値が一定であるという前提に合理性はあるのだろうか? すでに述べたように、マルクスは、第5編第15章においては、労働支出量の絶対的増大に応じて労働力価値が増大するという場合を検討している。それまで一貫して、労働支出量の増減のいかんにかかわらず労働力価値が一定であることが前提されていたのに、この章に入って突然、労働支出量の増大に比例しての(一定の限界内

で) 労働力価値の増大が言われている。いついかなる理由で、「労働支出量にかかわらず労働力価値一定」という前提が解除されたのか、マルクスの記述ではまったく不明である。

以上の点から、本稿の課題は、労働力価値を一定とする前提が、第3編のどの地点まで有効であり、どの地点から有効でなくなるのかを明らかにすることであり、その地点以降においては、特殊には労働時間の延長と労働力価値とが、一般的には労働支出量の増大と労働力価値とが連動するようになることを明らかにすること、そして、そうした前提の変化が理論的にどのような含意を持つのかを明らかにすることである。さらに、この点が明らかになれば、絶対的剰余価値の性格規定それ自体も変わってくることになる。なぜなら、剰余価値一般でもある絶対的剰余価値はマルクスによって、労働力価値（ないし必要労働時間）一定のもとで労働時間を必要労働時間以上に延長することによって生産されるものと規定されていたからである。特殊に労働時間の、一般に労働支出量の増大に伴って労働力価値が増大する場合、絶対的剰余価値はどのような性格変化を受け取るのであろうか？ さらに、労働支出量と労働力商品とのあいだに連動関係を想定した場合、どのような新しい論点が生じるだろうか？ 以上の点を明らかにすることが本章の課題である。

あらかじめこの問題に関する既存の説を簡単に見ておこう。一つ目の説は、一般に労働時間の延長や労働の強化は直接に労働力価値の大きさを決定するものであるという立場であり、岸本英太郎氏に代表される。たとえば氏は次のように言っている。

「資本家が労働力の価値を支払ってこれを購入するのは、商品労働力の使用価値を生産的に消費（労働させること）するためである。資本家は労働力を生産手段と結合することによって商品の生産を行うが、その場合、彼はより多き剰余労働＝労働力の価値をこえる剰余価値を求めて不断に賃金を切り下げようとするばかりでなく、労働時間を延長し、労働を強化し、労働環境への資本の支出を惜しむ（所謂不変資本充用上の節約）のであって、従って

これらのファクタは常に変動してやまないものである。これらファクタの変動は直接に労働力の価値を決定する。賃金は労働時間、労働強度、労働環境、労働者階級に団結権・罷業権があるか否か等によって規制せられているからである」⁽²⁾。

岸本氏の議論はいわゆる労働者の窮乏化を賃金が労働力価値以下になることに求める説の代表的なものであり、この窮乏化問題をめぐっては、これはこれで大いに論争がなされているが、ここでは問題にしない。引用文から明らかなように、労働時間の延長と労働強化といった要因が「直接に労働力価値を決定する」ことが一般的な形で述べられている。

これと完全に対照をなすのが、一般に労働時間の延長によっても労働強化によっても労働力価値は増大しないという説であり、その代表者が金子ハルオ氏である。氏は、マルクス自身が労働時間の延長ないし労働強化による労働力価値の増大について肯定している第5編第15章の記述についてさえ、次のように断言している。

「しかし、じつは、資本による労働日の延長は、けっしてそれ自体は労働力の価値を増大させるものではなく、労働力の価値は、あくまでも不変のままにおかれる。したがって、ほんらいは、労働日が延長されるにつれて、剰余価値＝利潤のみが増大する（それゆえ、資本による労働日の延長は絶対的剰余価値の生産方法である）。それに応じて、労働力の価値＝賃金は、絶対的に不変であるが、相対的に減少する」⁽³⁾。

このように、きわめて一般的な形で労働日の延長によっても労働力価値は不変であるという命題が主張されている。このような立場は非常に広く見られる。

以上見たように、一般に労働日の延長および労働強化が労働力価値の増大をもたらすという説と一般に労働日の延長および労働強化によっても労働力価値は一定不変であるとする説とが対立しあっている。この対立は、『資本論』において主として第15章（およびそれ以降）の記述に立脚するのか、主としてそれ以前（とくに第9章以前）の諸章の記述に依拠するのか、という

対立の現われでもある。どちらもマルクスに忠実であろうとするかぎりにおいて、自己矛盾を内包する。それに対してわれわれは、標準労働日の成立を画期として、労働力価値に関する理論的前提が変化し、したがって絶対的剰余価値が理論的・歴史的に分化するという立場をとる。

第2節 労働力価値不変の前提と標準労働日

(1) 剰余価値発生メカニズムと労働力価値不変の前提の合理性

最初に、剰余価値発生仕組みを理解するうえで、労働力価値を不変の一定量と前提することの合理性を見ておこう。

まず、資本と賃労働とのあいだの交換が、他のどの商品交換とも同じ一個の交換関係であるということが、『資本論』における剰余価値発生論の前提となっている。いわゆるG-W-G'の一般的定式において、最初の交換「G-W」は、資本の極から見れば自分の所有する一定量の貨幣と相手が所有する一定の価値額をもった労働力商品との交換であり、賃労働の極から見れば自分が所有する労働力商品と相手が所有する一定額の貨幣との交換である。この交換が成立するためには、その商品が交換に先立って一定額の価値をもっていることが前提となる。マルクスはこう述べている。

「労働力の価値は、他のどの商品の価値とも同じく、労働力が流通に入る前から決定されていた。というのは、労働力の生産のためには一定量の社会的労働が支出されたからである」(K I、227頁、S. 188)。

したがって、この特殊な商品である労働力商品が交換される前に、したがって、資本のもとで生産的に消費される前に、その生産に必要な一定の社会的労働量に即して一定の価値額を持っており、かつそれが価格として表示されていなければならない。そうでなければそもそも交換は成立しないだろう。したがって、労働力商品が一定の不変量としての価値額を有していることは、交換の前提であり、したがって、そもそも生産過程で使用される前提なのである。

次に、資本と無事交換された労働力商品は、いよいよ生産過程の中に投入され、資本家によって生産的に消費される。労働は唯一の価値源泉であり、したがって、生産過程に投入された労働力は資本のもとで新たな価値を生産する。それが生産する価値量が、労働力商品自身の持つ価値量と同じである場合には、この過程は単に価値形成過程であるにすぎない。それが価値増殖過程になるためには、この労働力商品の再生産に必要な価値量を越える地点まで労働時間が継続しなければならない。資本が獲得する利潤の基礎となる剰余価値は、この労働力商品の価値を再生産する地点を越えて継続される労働時間から生じる。この場合、まず第1に、労働力が有している価値とその労働力が生産過程で行なう労働から生み出される価値とがまったく別の量であることが前提になっていないとこの関係を説くことができないし、第2に、労働力商品の価値が労働時間の継続時間にかかわらず一定であると仮定しないと、この関係の考察は非常に複雑なものとなるだろう。

もちろん、アキレスが亀を追い越すことができるように、たとえ労働力商品の価値量が労働時間に比例して増大すると仮定したとしても、剰余価値は発生しうる。たとえば、最初に一定量の労働力価値を前提し、その労働力価値の大きさが、継続される労働時間の中で生み出される価値量の半分の割合で増大すると仮定するとしたら、やがては労働時間内に生み出される価値量は、この労働力価値を越え出る地点に達するだろう。だが、このような仮定はただ問題を複雑にし、事態の理解を困難にするだけだろう。また労働力価値が、直接的な労働の継続時間中に生み出される価値量の半分の割合で増大するという仮定はきわめて恣意的であろう。これは事実上、剰余価値の存在を前提しており、証明すべき事柄を前もって前提することになってしまう。したがって、労働力商品の価値量を固定的な一定額と前提することは、理論的に不可欠の手順である。

さらに、剰余価値率を定義する上でも、労働力価値を固定的な一定量とみなすことは不可欠である。周知のように、マルクスは、現行版『資本論』第1巻の第7章「剰余価値率」の中で、必要労働時間と剰余労働時間とを定義

し、両者の関係でもって剰余価値率を定義している⁽⁴⁾。剰余価値率の一般的定式は $\frac{\text{剰余労働時間}}{\text{必要労働時間}}$ であり、あるいは、 $\frac{\text{剰余価値}}{\text{労働力価値}}$ 、あるいは、 $\frac{\text{剰余価値}}{\text{可変資本}}$ である。このような定式が成り立つためには、必要労働時間ないし可変資本が一定の固定的な大きさでなければならない。

以上見たように、理論的に剰余価値の発生とその仕組みを解明するためには、労働力価値ないし必要労働時間は一定の不変量とみなされなければならない。また現実においても、労働力商品の価値量は一定の時期、一定の生産部門においては常に一定であり、このような論理的手続きはけっして恣意的なものではない⁽⁵⁾。

しかしながら、ここで問題になるのは、資本は常に必要労働時間を越える労働時間を労働者に強制するとはいえ、その延長はどこまで続くのか、である。言いかえれば、必要労働時間を含む総労働時間が何時間になるのか、である。

(2) 剰余価値の上限規定と標準労働日のための闘争

マルクスは周知のように、第8章「労働日」において、この上限には肉体的・社会的（ないし精神的）限界が存在することを指摘している。

「労働日には上限が存在する。労働日はある限界を越えては延長されえない。この上限は二重に規定されている。第1に労働力の肉体的限界によって。人間は、24時間の1自然日あいだにはただ一定量の生命力を支出することしかできない。……1日のある部分では、体を休め眠らなければならない。また別の一部分では、人間はその他の肉体的な諸欲望を満足させなければならない。すなわち、食べるとか体を洗うとか衣服を着るなどの欲望である。このような純粋に肉体的な限界の他に、労働日の延長は精神的な限界にもぶつかる。労働者は、精神的および社会的な諸欲望を満たすためにも時間を必要とし、これらの欲望の大きさや種類は一般的な文化水準によって規定されている。それゆえ、労働日の変化は、肉体的および社会的な限界の範囲内で動くのである」(K I、302頁、SS.246-247)。

しかし、マルクスが指摘するように、この限界は「非常に弾力的」なものであり、それゆえこの限界内で具体的にどの地点で決まるかはアприオリに決定することはできない。また、「1日分の労働力価値」と言われているものが、具体的には何時間の労働を、したがってどれぐらいの労働支出を想定した上でのことなのかも、自然にあるいはアприオリには決まっていない。労働力商品の買い手たる資本家は、この「1日分の労働力価値」に「見合った」総労働時間をできるだけ長く想定しようとするだろう。他方、労働力商品の売り手の労働者からすれば、自分が得る「1日分の労働力価値」に「見合った」総労働時間をできるだけ短くしようとするだろう。

マルクスは、この場合、売り手と買い手のそれぞれの権利が衝突するので、「同等な権利と権利とのあいだでは力がことを決する」(K I、305頁、S. 249) ことになると議論を展開する。ここでのマルクスの議論の展開には重要な難点があるが、ここでは取り上げない。いずれにせよ、ここでは、あくまでも労働力の価値を一定とした上で、労働日のみが変動するという前提にもとづいている。

この階級闘争の過程についてはここでは詳しく論じないでおこう。いずれにせよ、最終的には法律によって強制される公的な標準労働日が歴史的に獲得された。これは、資本主義の歴史において画期的な意味をもつ。もはや、「1日分の労働力価値」と言うときの「1日分」が想定する総労働時間は無限定なものでも、慣習によってのみ成立する非公式的なものではないはない。それは「変数」から「定数」となる。それがたとえば10時間だとすると、「1日分の労働力価値」が想定する1日の総労働時間は10時間である。

第3節 標準労働日成立による質的变化

さて標準労働日の成立とともに、絶対的剰余価値および労働力価値の概念にそれぞれ重要な質的变化が生じる。この点を以下に見てみよう。

(1) 絶対的剰余価値の理論的・歴史的分化

まず、標準労働日の成立によって、絶対的剰余価値の概念が歴史的・理論的に分化する。絶対的剰余価値は何よりも必要労働時間を上回って労働時間が延長されることによって生じる剰余価値として本源的には規定される。これは同時に剰余価値そのものの発生根拠でもあるので、絶対的剰余価値は特殊な剰余価値であるとともに剰余価値一般でもある。しかしながら、標準労働日の成立とともにここにも重要な変化が生じる。今では必要労働時間を越えた労働時間の延長は無限定なものではない。それはたとえば、10時間とか8時間という一定の限定された労働日の範囲を有している。したがって、標準労働日の成立とともに、絶対的剰余価値は、必要労働時間を越えて標準労働日に至るまでの限定された剰余労働時間によって生産されるものとして、理論的のみならず現実的にも、剰余価値一般としての資格を獲得している。

しかしながら、飽くなき剰余価値の生産とその搾取を本性とする資本は、標準労働日の範囲内での剰余価値獲得で満足するものではない。標準労働日という限界はただちに、乗り越えられるべき制限に転化する。資本は、あの手この手を使ってこの標準労働日を突破して労働時間を延長しようとする。ここにおいて、絶対的剰余価値は一つの特異な規定を帯びることになる。それはすでに、必要労働時間を越えての労働時間の延長という一般的な規定としてではなく、標準労働日を越える労働時間の延長としての特異な規定を帯びようになる。

必要労働時間を越える労働時間の延長によって生じるという剰余価値＝絶対的剰余価値一般の規定は破棄されるのではなく、それは標準労働日の限界内部で発生する「絶対的剰余価値の本源的部分」あるいは「本源的な絶対的剰余価値」と、標準労働日を越えた労働時間の延長によって生じる「絶対的剰余価値の追加的部分」あるいは「追加的な絶対的剰余価値」とに分化する。この両者のうち、前者の「本源的部分」は後者との対立関係においては特殊な部分であるが、それは同時に「必要労働時間を越える労働時間の延長」という一般的性格を直接的に保持しているので、一般的なものでもあ

る。

この点の論理をもう少し敷衍しておこう。「絶対的剰余価値の本源的部分」も「絶対的剰余価値の追加的部分」もどちらも剰余価値一般の性格と絶対的剰余価値としての特殊な性格との統一であるが、「本源的部分」は剰余価値一般を主要なモメントとする両者の統一であり、「追加的部分」は絶対的剰余価値としての特殊な性格を主要なモメントとする両者の統一である。これによって、特殊に絶対的な剰余価値となるのはむしろ絶対的剰余価値の「追加的部分」であって、標準労働日の成立とともに、絶対的剰余価値の概念が変容し、必要労働時間を超える労働時間の延長によって生じる剰余価値ではなく、標準労働日を越える労働時間の延長によって生じる剰余価値が「特殊に絶対的な剰余価値」となるのである。

たとえば、商品—貨幣関係において、どちらも価値と使用価値との統一であるが、商品が使用価値を主要なモメントとする両者の統一であり、貨幣は価値を主要なモメントとする両者の統一であり、したがって商品は使用価値一般を代表し、貨幣は価値一般を代表する。同じく、絶対的剰余価値の「本源的部分」は今では剰余価値一般を代表し、「追加的部分」は特殊に絶対的剰余価値を代表するのである。

さて、以上のように絶対的剰余価値の規定を固定的で静的なものとしてではなく、動的なもの、過程的なものとして、すなわち、歴史的かつ理論的に展開されていく中で把握するならば、絶対的剰余価値の定義をめぐるこれまでの見方の一面性が明らかとなる。絶対的剰余価値をめぐる議論については、2つの主要なグループが見出される。まず1つ目のグループは、「必要労働時間を越える労働時間の延長」という定義を絶対的剰余価値でも相対的剰余価値でもない剰余価値一般の定義として把握し、絶対的剰余価値をもっぱらすでに成立している一定の標準労働日（たとえば10時間労働）を越えて労働時間を延長することによって生じるものだと定義している⁶⁾。もう1つのグループは、基本的にマルクスにのっとり、「必要労働時間を越える労働時間の延長」という定義こそが絶対的剰余価値の定義であり、これは同時

に剰余価値一般の定義でもあるというように弁証法的に問題を捉えている⁽⁷⁾。

この論争において正しいのはむしろ後者であるが、しかし後者の立場にあってもまだ十分ではない。標準労働日の成立によって絶対的剰余価値そのものが分化・特殊化し、一方では、標準労働日の枠内の絶対的剰余価値、すなわち「本源的な絶対的剰余価値」が、「必要労働時間を越えての労働時間の延長」という絶対的剰余価値の一般的規定を代表することによって、剰余価値一般の規定を獲得するのに対し、他方では、標準労働日を越えての労働時間の延長による絶対的剰余価値、すなわち「追加的な絶対的剰余価値」が今度は特殊に絶対的な剰余価値に転化するというこの複雑な過程を十分見ていない。この後者の段階にあっては、標準労働日を越えて労働時間を延長することによって生じる剰余価値こそが「特殊に絶対的剰余価値」と言えるのであり、したがって、そのかぎりにおいて、実は先の論争における第1の立場は一定の限定された正しさを持っているのである。

(2) 労働力価値の歴史的・理論的分化

第2の重要な変化は、標準労働日を突破しようとする資本の不断の運動によって、労働力の価値そのものも歴史的・論理的に分化することである。商品交換に先立って存在する労働力商品の価値、したがって生産過程において資本家に生産的に消費される前の労働力商品の価値は、今では特定の総労働時間（労働日）と結びつけられて存在するようになる。それはもはや無限定の、あるいは伸縮自在の労働日を想定するのではなく、あくまでも特定の長さをもった労働日、法律によって標準化された労働日を前提している。ある労働者が、1日あたりの賃金として1万円受け取るとすれば、その1万円は、1日にたとえば8時間とか10時間労働することを前提としている。すなわち、「1日分の労働力価値」という場合の「1日分」とは、24時間内の肉体的ない限界内に収まる無規定の、あるいは慣習によってのみ規定されている伸縮可能な労働時間を指すのではなく、あくまでも8時間とか10時間とい

う公的な標準労働時間を指している。これが「1日分」なのである。

このような、標準労働日の成立とともに、交換（資本と労働との交換）に先立って存在する労働力の価値、典型的には「1日分の労働力価値」として存在するこの労働力の価値を「労働力の基本価値」と呼ぼう。この「基本価値」は、常にその時々歴史的諸条件、労働者の物質的生活水準、文化的・社会的欲求などによってある程度客観的に規定され、また労働者の歴史のおよび日常的闘争によって具体化される一定の水準を有している。とりあえずその時々客観的・主体的諸条件を一定と前提すれば、この「基本価値」は一定の固定された量として理論的にみなすことは合理的である。この「労働力の基本価値」に即せば、先に引用したマルクスの言説——「労働力の価値は、他のどの商品の価値とも同じく、労働力が流通に入る前から決定されていた」云々——は引き続き成り立つ。

だが、この相対的に固定された一定量としての「基本価値」は、あくまでも標準労働日と結びついて存在している。つまり、たとえば、1万円の労働力価値は8時間とか10時間という標準労働日と結びついている。したがって、もし標準労働日が一定のもとで、個々の資本家によって個々の労働者の労働時間が延長される場合には、当然、それに連動して労働力価値も増大しなければならない。なぜなら、1万円という「労働力の基本価値」はあくまでも1日の標準的な労働日、たとえばそれが8時間であるとすると、その8時間に対応する価値なのであり、したがって、個々の場面において、8時間ではなく、たとえば10時間働かされる場合には、すなわち、標準労働日より25%長い労働時間働かされる場合には、この労働力価値もまた少なくとも25%は増大しなければならないだろう。労働者は、自分の所有する労働力のいわば「本体」をまるごと資本家に売り渡してしまうのではなく、あくまでも一定の標準強度をともなったその一定量を時間ぎめで資本家に販売し、その使用と消費に供したにすぎない（ちなみに、ここでいう「時間ぎめ」とは狭い意味での時間賃金のことを言っているのではない）。労働力の使用量ないし消費量が時間に比例して増えれば、それだけ多くの代金を支払わなけれ

ばならない。

「労働力の基本価値」を構成する生活手段などの量が、労働支出量の増大に比例して増えるかどうか、あるいは増えるとしても厳密にどれぐらい増えるかは、ここでは直接には問題にならない。「労働力の基本価値」を構成するもろもろの諸要素は、渾然一体となってこの「基本価値」の中に融合しており、全体として一個の単位を形成してしまっている。したがって、それぞれの構成要素が労働支出量の増大に伴って厳密にどれだけ増えるかは、この時点では問題にならないのである。したがって、労働継続時間が25%増大した場合には、労働力価値もまた少なくとも25%は増大するものと想定されなければならない。

ちょうどタクシーの運賃において、一定の走行距離までは無条件に発生する初乗り運賃と、その後の走行距離の延長に比例して追加的に発生する料金とが存在するのと同じである。時間決めて販売される多くの商品には、最初の一定の時間を対象とする「基本料金」が存在し、その時間を越えた場合には時間に比例した追加料金の課金がなされる。労働力価値も同じである。労働力も時間決めて売られる商品である以上、そこには一定の標準的な労働日を想定した「基本価値」が存在し、その標準時間を上回って消費される場合には、その時間に比例した価値の増大が見られるのである。この増大分の労働力価値を「労働力の追加価値」と呼ぶとすれば、労働力価値はまさに標準労働日の成立によって「労働力の基本価値」と「労働力の追加価値」に分化するのである。

労働者の生活水準は歴史的にある程度一定であるとか、労働力を再生産するのに必要な生活手段量は歴史的にある程度固定的なものであるという論拠^⑧は、「労働力の基本価値」にあてはまるのであって、「労働力の追加価値」にはあてはまらない。「労働力の基本価値」は、たしかに、このように歴史的に一定の固定的水準を有している。そしてこの相対的に固定的な水準たる「基本価値」にもとづいて、労働時間が標準よりも延長された場合の、労働力価値の増大分が計算されるのである。

だが、この追加的な2時間の労働時間は、標準を越える労働時間であり、労働者に追加的な負担、追加的な重荷を背負わせ、標準労働日内の労働よりも多くの肉体的疲労と精神的負担をもたらすものである。このような追加的な疲労と負担に対しては、比例的ではなく、普通は割増の賃金で報いられなければならない。労働力価値も、その分、余計に増大すると想定することができるし、想定されなければならない。十分体を休めてフレッシュな状態で行なう2時間の労働と、8時間もの労働をした後に追加される2時間の労働とでは、身体と精神に与える打撃ははるかに大きい。その分、いっそう労働力が損なわれ、消費されるだろう。したがって、その分上乗せして労働力価値が増大すると想定されるべきである。したがって、25%の延長に対しては、25%の労働力価値増ではなく、たとえば30%ないし40%の労働力の価値増が生じるだろう。しかしながら、この割増分については、問題をただ複雑にするだけなので、ここではしばらく考慮の外に置いておく。したがって、労働時間の延長に比例して労働力価値が増大するものと当面想定しておく。

第4節 剰余価値率と剰余価値量

標準労働日の成立による質的な問題については十分論じたので、次に量的な問題を論じよう。この量的問題は、これまで述べた質的变化から必然的に出てくる結論であるが、それ自体としてきちんと確認しておくことは剰余価値の理解にとってきわめて重要である。

(1) 剰余価値率の一定性と剰余価値量の絶対的増大

すでに述べたように、絶対的剰余価値が「本源的部分」とそれを越える「追加的部分」とに分化し、労働力の価値も「基本価値」とそれを越える「追加価値」とに分化するとすれば、具体的に、労働時間が標準労働日を越えて延長された場合、剰余価値率と剰余価値量はどうなるのであろうか？

たとえば、ある歴史的時期におけるある生産部門のある労働力商品の「基

本価値」が5000だとしよう。この労働力は平均して1時間あたり1000の価値を生むとする。標準労働日が8時間だとすると、全体として生産される総価値量は8000となり、必要労働時間は5時間、剰余労働時間は3時間となる。この時の剰余価値率は、標準労働日を前提とした剰余価値率であり、無規定的な剰余価値率一般ではない。われわれはこのような剰余価値率を、「標準労働日」という表現にならって、「標準剰余価値率」と呼ぼう。これはあくまでも「標準剰余価値率」であって「平均剰余価値率」でもなければ「均等剰余価値率」でもない。この「標準剰余価値率」は生産部門によって当然に異なるだろう。生産部門によって異なる熟練や強度が異なるし、労働者の構成もまったく異なるからである⁽⁹⁾。さて、この場合の標準剰余価値率は、3時間÷5時間（あるいは、3000÷5000）であるから60%となる。

ここで、労働時間が2時間延長され、総労働時間が10時間になるとしよう。先に問題の単純化のために仮定したように、労賃の割り増し問題を捨象して単純に労働力価値が労働時間に比例して増大するとする。するとこの場合、2時間の延長は労働時間全体の25%増に相当するので（2÷8）、労働力価値もまた25%増大しなければならない。すると、今では労働力価値は5000ではなく、6250となる（「基本価値」5000+「追加価値」1250）。10時間の労働で生産される総価値量は10000なので、資本家が労働者から汲み出す剰余価値量は、3750となる。この場合、剰余価値率は何%になるだろうか？当然それは以前と同じ60%である（3750÷6250）。それもそのはずで、ともに同じ比例関係において増大したのだから、剰余価値率が減りも増えもしないのは当然であろう。

しかし、剰余価値率は一定だが、剰余価値量は3000から3750に増大している。この新たに生産された剰余価値750が絶対的剰余価値であるのは明らかであろう。最初の絶対的剰余価値の本源的規定においては、労働力価値が一定で労働時間だけが可変であった。これは、理論的に剰余価値の発生そのものを分析する上で不可欠な前提であったし、現実においても、標準労働日が成立するまでは、労働力価値一定のまま労働時間が変動することがしばしば

生じたのである。しかしながら、標準労働日が成立することによって事態が一変する。今では、労働力価値もまた可変である。その「基本価値」は引き続き、ある一定の歴史的時期に限定するならばやはり相対的に固定的なものである。しかし、この「基本価値」はあくまでも一定の標準労働日を前提とし、それと不可分に結びついている。それゆえ、労働時間が延長された場合には「基本価値」が一定でも比例的増大分たる「追加価値」が発生し、それゆえ労働力価値全体は増大する。だが、その増大の割合は労働時間の増大の割合と同じなので（われわれはしばらくそう仮定している）、剰余価値率（標準剰余価値率）は一定であり、他方で剰余価値量は増大する。

標準労働日の成立について論じる以前においては、剰余価値率と剰余価値量とは一体のものであった。一方の増減と他方の増減とは同じことの両面にすぎなかった。しかし、標準労働日の成立を画期として、両者の運動は相対的に自立化し、別個の運動をすることができるようになる。すなわち、労働日の延長によって労働力価値がそれに比例的に連動して増大し、したがって剰余価値率は変化しないが、しかしそれでも剰余価値量は増大するのである⁽¹⁰⁾。以上の点は剰余価値論において非常に重要な意味をもっている。

この論点はさらに敷衍することが可能である。標準労働日の成立を画期として、労働力の消費量の増大に連動して労働力価値が増大するのだとすれば、このことは労働日の延長だけでなく、労働力消費量を増大させる他の手段に関してもあてはまるはずである。この問題は「労働強化による剰余価値生産」を考察する際に決定的に重要な意味を持つ。

(2) マルクスの立場の変化と限界

マルクスは、労働支出量の増大に応じて労働力価値がどの程度上昇するか、それが剰余価値と量的にどのような関係にあるのかという問題に関して、事実上すでに1861～63年草稿でかなり全面的に論じており、『資本論』でも詳細に論じている。たとえば、1861～63年草稿では次のように、「労働の価値」（これは基本的に「労働力の価値」のことである）と剰余価値との

同時的増大が言われている。

「この、労働の価値と剰余価値との同時的な増大は、ただ労働日の延長のもとでのみ可能である。……この場合は、剰余価値量は増えているが、しかしその率は大きくなっていない。なぜなら可変資本が剰余価値の増大と比例して大きくなったからである。……要するに、この場合には、労働の価値も増大し剰余価値も増大しているが、両者の比率には何の変化もない。それゆえまた相対比としての剰余価値にも相対比としての労賃にも何の変化も見られない」（『資本論草稿集』第9巻、大月書店〔以下、草稿集9、と略記〕333～334頁、SS. 2014-2015）。

『資本論』でも次のように言われている。

「一労働日を表わす価値生産物は、労働日そのものが延長されるにつれて増大するのだから、労働力の価格と剰余価値とは、増加分が同じであるかないかは別として、同時に増大することもありうる。そして、この同時的増大は2つの場合に可能である。すなわち、労働日が絶対的に延長される場合と、この延長がなくても労働の強度が増大する場合である」（K I、682頁、S. 549）。

このように、この問題は1861～63年草稿以来、マルクスの問題意識の中に一貫してあったわけである。だが、1861～63年草稿の記述と『資本論』の記述とでは3つの重要な違いが見られる。

1つ目は、1861～63年草稿段階では「労働支出量の増大」としてはただ労働時間の絶対的延長だけが問題にされていて、労働強度については除外されているのに対し、『資本論』では労働の強度も労働時間延長と並んで分析されていることである。だがこの問題は、本稿の範囲外の問題なのでここでは取り上げないでおこう。

2つ目の変化は、論じる場所が変わったことである。1861～63年草稿では、「労働の価値または価格という、労働能力の価値の転化形態」の箇所でのこの問題を論じている。そこではさまざまなパターンや組み合わせが考察されており、労賃と剰余価値との量的関係が論じられている。ところが、現行

版『資本論』では、「労働力価値または価格の労働の価格への転化」が論じられる以前の、第15章「労働力の価格と剰余価値との量的変動」において論じられている。マルクスは当初、この問題は「労働の価格」範疇が成立してからでない論じられないとみなしていたのだが、『資本論』では立場を変えて、「労働の価格」の成立を解かなくても論じることができると考えるようになったのである。

3つ目の変化は、『資本論』では「労働の価格」でも労働力価値でもない、いわば両者の中間の範疇として「労働力の価格」という概念がとくに説明もなしに導入されて、この用語を通じて、労働支出量および労働生産性の上昇・下降と剰余価値との量的関係が考察されていることである⁽¹¹⁾。論じる場所が変わったことと、論じる用語が変わったことは、もちろん、密接な相関関係にある。「労働の価格」への転化の前に論じることになったからこそ、「労働の価格」というタームは使えず、それでいて労働力価値一定の前提を明示的に解除していなかったため、「労働力の価格」という中間的概念が導入されたのだろう。

以上の変化は基本的に正しい方向に向かった変化である。なぜなら、労働支出量に労働強度が入らなければならないのは当然であるし、また、「労働の価格」にしても労賃にしても労働力価値という本質の現象形態にすぎず、労働支出量に応じて労働力価値がどう変化し、またそれによって剰余価値が量的にどう変化するのかという問題は、本来、労働力価値という本質レベルで解いておくべき問題だからである。時間決めで販売量が比例的に異なるような商品の場合、その時間に比例して販売される商品の総価値量も増大する。たとえば、1分で平均1リットルのガソリンが出るガソリン給油機があるとすれば、このガソリンの価値を給油量で計るのも給油時間で測るのも同じことであろう。3分給油すれば3リットルのガソリンが販売されたのであり、3リットルのガソリンが1リットルのガソリンの3倍の価値を持っているのは明らかである（ただし労働力の場合は、一定の限界内でのみ比例する）。

しかし、マルクスのこの「変化」は結局、中途半端に終わっている。「労働力価値一定」の前提をどこでどのような理由で解除するべきかが明らかになっていなかったため、まず第1に、労働支出量と労働力価値と剰余価値との量的関係の考察が標準労働日の直後のところで論じられず、ずっと後の場所で論じられ、しかも、さまざまなパターンの一つとしてしか述べられていない。第2に、標準労働日の成立による労働力価値の歴史的・理論的分化という点まで踏み込むことができず、「労働力の価格」という中間的概念が説明の中心となり、労働力価値とその労働力の価格との関係については、部分的に論じられるにとどまっている。「労働力の価格」という概念はむしろ、労働力に対する需給の変化によって生じる、労働力価値以上ないし以下への労賃の変動を表現する用語としてとっておくべきであろう。第3に、労働支出量が増大すれば労働力価値と剰余価値とが同程度に上昇することができ、したがって剰余価値率が一定でも剰余価値量が増大するという重要な法則が、それにふさわしい取り扱い方がなされておらず、単なる一つのパターンとしてのみ論じられているにすぎない⁽¹²⁾。

こうした中途半端さゆえに、後年の『資本論』研究において、あたかも剰余価値率が増大しないかぎり剰余価値が増大しないかのような誤解や混乱が生まれることにもなったのである。

第5節 標準労働日成立による新たな諸論点

標準労働日の成立が剰余価値論に与える重要な影響についてはいま見たとおりである。しかしながら、標準労働日の成立によってなお追加的な新しい重要論点が存在する。まず第1に、標準労働日は単に労働時間だけを問題にするのではなく、一定の標準強度をも前提するということである。第2に、なぜ労働力の価値が「労働の価格」として必然的に現象するのかという問題を解明するための最初の重要な手がかりが実はこの標準労働日の成立にあることである。第3に、標準労働日の成立によって、労働力価値が労働時間に

連動して増大するとするならば、追加的な労働時間によって生産される価値は、労働者の肉体的疲弊を考慮するならば、当然に逡減することになり、したがって資本家によって獲得される絶対的剰余価値量も逡減することになる。したがってある時点で、これ以上労働させても、絶対的剰余価値が発生しない地点に到達することになるだろう。

(1) 「標準強度」の成立

標準労働日の成立は、一定の標準的な労働強度をも前提としている。労働強化による剰余価値生産の問題は労働時間の延長による剰余価値生産を論じる諸章の対象ではない。しかし、強制関係とそれによる剰余価値抽出を本質とする資本主義下での生産であるかぎり、けっして牧歌的なものではない一定水準以上の労働強度が前提されることは明らかである⁽¹³⁾。それは、資本主義下の生産であるかぎり、必要労働時間を越える労働日が前提されているのと同じである。この点については、マルクスも資本論草稿集や現行版『資本論』第1巻の各所で述べているとおりである。たとえば、1861～63年草稿では次のように言われている。

「労働の強度——一定の時間に遂行される実際の労働量は、ある一定の平均的水準にあること、それも非資本主義的生産や単なる形だけの資本主義的生産よりも相対的に高い水準にあることが（事柄の性格上、生産部門によっていろいろ異なるとしても）、総じてここでは一般的な前提である」（草稿集9、30～31頁、S.1908）。

また『資本論』第1巻第5章「労働過程と価値増殖過程」の中で資本家が雇う労働力の「正常な品質」について次のように述べている。

「わが資本家が労働市場で買ったのは正常な品質の労働力である。この労働力は、通常の（gewöhnlich）平均的な緊張度で、社会的に普通の（üblich）強度で支出されなければならない。このことには、資本家は、労働しないで時間を浪費することのないように気をつけるのと同じ細心さで注意する」（K I、257頁、S.210）。

また、「絶対的剰余価値の生産」編の最後の章である「剰余価値率と剰余価値量」の中では、次のように述べられている。

「生産過程の中では、資本は労働に対する、すなわち活動しつつある労働力または労働者そのものに対する指揮権にまで発展した。人格化された資本である資本家は、労働者が自分の仕事を秩序正しくしかるべき（gehörig）強度で行なうように気をつける」（K I、407頁、S. 328）。

ここで「しかるべき」と訳した単語は「社会通念に照らして適当な、当然の」を意味する単語だが（大月書店版の普及版『資本論』では「十分な」と訳されている）、もちろんここでマルクスがこの単語を用いたのは「社会通念に照らして」というよりも、「資本の概念に照らして」という意味として解釈すべきだろう。したがって、それは、資本主義の成立によって当然資本家が求めるであろう一定水準の強度を意味している。

だが、標準労働日が成立するまでは、このような「しかるべき水準」が十分に維持されるとはかぎらない。それはきわめて不均等であろう。というのは、労働日の上限がきわめて弾力的であるかぎり、強度に対する資本家の関心はそれほどでもなく、一定のテンポを絶えず維持することにそれほど厳しい注意は向けられないだろう。強度の時間的不均等性や不足分は労働日の延長によっていつでも償えるからである。それゆえ、一定水準以上の強度が前提になっていても、それを中心として前後へのかなりの不均等性は当然に生じうる。それゆえしばしば粗放的な労働がなされ、労働の無駄な支出を含め、強度の不均等性は広範に見られるだろう。

だが、標準労働日の成立はこの点でも重要な変化を生じせしめる。法的に標準労働日が強制されるならば、労働強度を一定の水準・テンポ以上に厳格に保つことは必須のこととなる。絶えず緊張を維持し、一定の強度を絶え間なく保たなければならない。時間的不均等性や不足分を労働日の延長で補うならば、その分、追加的な賃金を支払わなければならないからである。このような、資本主義下で当然必要とされる一定の「しかるべき強度」が標準労働時間中ずっと維持される場合、その強度を「標準強度」⁽¹⁴⁾と呼ぼう。

ただし、荷物を持ち運ぶ場合を想像すれば理解できるように、個々の具体的な労働にあっては、労働の性質上必然的に強度の不均等性が生じる場合がある。たとえば、荷物を持ち上げる時、持ち上げた状態のまま移動するとき、ものを下ろす時、そして次の荷物のところまで手ぶらで戻る時、それぞれにおいて必要とされる労働強度は明らかに異なる。この場合、強度の一定水準を維持するとは、その一連の労働の動きを一単位として考えて、その総合的な強度がおおのの運搬作業において維持されると考えよう。

この「標準強度」は、マルクスが『資本論』の各所で言うところの「平均的な強度」と同じではない。まず第1に、平均的強度は、労働強化がなされる度合いによって歴史的に常に変化する。資本主義においては基本的に増大する傾向にあるが、機械化がなされた場合には、個々の労働強度が一時的に軽減される場合もある。だが、資本主義下ではその場合でも密度を絶えず高められてしまうので、全体としての労働強度はやはり増大する傾向にある。第2に、各生産部門において必要とされる「標準強度」は異なる。すべての生産部門を貫いた「平均的強度」なるものは、理論的抽象としては存在しても、現実的には存在しがたい。なぜなら、個々の生産の具体的なあり方によって、必要とされる強度が明らかに異なるからである。重い荷物を運ぶ労働と、パソコンを操作する労働、スーパーでレジ打ちをする労働、炎天下で穴掘りをする労働、それぞれすべてその労働の性質から必要とされる強度は異なる⁽¹⁵⁾。機械化の進展は、そうした多種多様な必要強度を一定均等化させる傾向があるが、機械化にはつねに限界があるので、均等化にも限界はある。

こうして、「標準強度」の成立によって、「1日の労働力価値」は一定の「標準強度」を伴った一定の標準的な労働時間に結びつけられる。したがって、このどちらか（強度と労働時間）が増大すれば労働力価値もまた増大しなければならない。

(2) 「労働の価格」現象の一契機

周知のように、『資本論』第1巻第6編「労賃」の第15章「労働力の価値または価格の労賃への転化」において、マルクスは次のように述べている。

「労賃の秘密を見破るために世界史は多大な時間を必要としたのだが、これに反して、この現象形態の必然性、その存在理由を理解することよりもたやすいことはない」（K I、700頁、S. 562）。

これまで、この文言の解釈をめぐる、あるいはそもそも労働力の価値がなぜ必然的に「労働の価格」という現象形態をもつのかについて、さんざん論争がなされ、膨大な論文が書かれてきた。いずれもそれぞれに有益な内容を持っているし、われわれの知見を高めてくれるものである。しかし、ここでわれわれが注目するのは、それについて論じたマルクスの一連の記述の中でかなり最後の方にある次のような一文である。

「労賃の現実の運動が示す諸現象は、労働力の価値が支払われるのではなくて労働力の機能、すなわち労働そのものの価値が支払われているのだということ¹を証明しているように見える。このような現象をわれわれは2つの大きな部類に帰着させることができる。第1には、労働日の長さの変動に応じて労賃が変動することである」（K I、702頁、S. 564）。

マルクスにあってはこの論拠は「補完的」なものとして扱われているが、私の考えではこれはむしろ、「労働の価格」現象を成立させる重要な諸契機の一つとみなすべきである。「労働の価格」という現象そのものは本源的には、あらゆる商品交換に付随する商品の使用価値体と使用価値と価値の混同と取り違えが労働力商品の種々の特殊性（身体と一体となっているという使用価値体の特殊性、その現実的販売が消費と同一、後払い、など）によって決定的なものになることによって生じるのだが（このテーマについては別の機会に本格的に論じる予定である）、標準労働日の成立による労働力価値の分化は、この混同と取り違えの過程をいっそう進展させる決定的な契機なのである。

標準労働日の成立によって、「1日分の労働力価値」というものが一定の

長さの労働日に結合させられることによって、まず最初に、労働者が受け取る賃金はその労働者が行なう標準労働日全体の報酬であるように（資本家にとっても労働者にとっても）見えるようになる。もし何時間労働しても同じ賃金しか受け取らないとすれば、その賃金が、一定の長さの労働時間の報酬であるとか、その労働者が行なう一定量の労働の価格であるようにはとうてい見えないだろう。だが、標準労働日の成立によって、そのような労働日の弾力性は大きく制限され、1日あたりの労働力価値（基本価値）はあくまでも一定の標準的強度をもった一定の長さの標準労働日に対応した価値として存在するようになる。そのことによって、一定の賃金が、一定の長さで強度をもった労働の価格であるように見えるのである。そして、標準労働日が成立してから十分な年月が経てば、それが成立する以前のことは忘れられ、なおのこと強固に、賃金が一定の強度と長さをもった労働の価格であるように見えるようになるのである。

(3) 絶対的剰余価値の逡減と労働日の経済的境界

標準労働日の成立によって、労働時間の延長（より一般的には支出労働量の増大）と労働力価値とが連動するということは、労働時間には肉体的・生理的境界および社会的・文化的境界と並んで、さらに経済的境界も存在することを意味している。

たとえば、1日あたり8時間が標準的労働日として社会的および法的に認知されているとしよう。このときの剰余価値率、すなわち標準剰余価値率を100%とすると、この8時間労働は4時間の必要労働時間と4時間の剰余労働時間とに分かれる。1時間あたりの価値生産を1000とすると、ある平均的な労働者は、1日あたり8000の価値を生み出し、「労働力の基本価値」は4000、資本家が獲得する剰余価値も4000である。すなわち、この労働者は、8時間労働に対して4000の賃金を得ていることになる。つまり、1時間あたり500の賃金である。

さて、このとき、追加的に2時間の労働時間の延長がなされたとする。つ

まり、標準労働時間が25%だけ増大し、労働者によって生産される価値は8000から10000になる。労働力価値が単純比例的に増大すると仮定すると、労働者の受け取る賃金は2時間分の「追加価値」1000が発生し、総計は4000から5000になるだろう。だが、資本家の受け取る剰余価値もまた4000から5000に増大するだろう。すなわち標準労働日以内に生産された剰余価値4000に2時間分の追加的労働時間に生産された追加的剰余価値1000が合計される。

しかし、この追加的な2時間においては、労働者は、標準労働時間におけるよりも疲れているだろうし、その能率は必然的により落ちているだろう。つまり、先にわれわれは、追加的な2時間においても、標準労働時間の場合と同じく1時間に1000の価値が生産されると仮定したが、実際には能率の低下によって、たとえば10%生産性が落ち、1時間に1000ではなく、900しか価値を生産しないものとしよう。すると、資本家の手に入る追加的な剰余価値は、今では1時間あたり500ではなく、400になり、2時間では1000ではなく、800になっている。

しかし以上によってもまだ考察は完全ではない。なぜなら、先に述べたように、標準労働時間を越える労働は、肉体的にも精神的にもより厳しい、より過酷でより疲弊させる労働であり、したがってそれには当然、比例的な賃金ではなく、比例以上の割増の賃金が本来は支払われなければならないからである。これまではこの割増分を考慮の外に置いてきたが、ここでは考慮の中に入れておきましょう。たとえば、この割増の比率が25%だとすると、この労働者は追加的な2時間に関しては、1時間あたり500ではなく、625を受け取るだろう。1時間あたりに生み出される価値は900だから、剰余価値は今では1時間あたり275になっている。つまり2時間では550の追加的な剰余価値が生じている。

さて、この考察をさらに続けてみよう。さらに資本家が追加的な2時間の延長を労働者に強制したとしよう。この第2の追加労働に対しても25%の割増賃金が伴い、さらに能率は今度は10%ではなく、20%落ちると仮定しよう。なぜなら、すでに10時間以上労働している労働者にさらに追加労働をさ

せれば、その疲弊はさらにひどくなり、その精神的集中力もいっそう落ちていだろうからである。すると、この労働者は、第2の追加労働においては1時間あたり900ではなく、800の価値しか生産しないことになる。労働者の追加賃金は引き続き1時間あたり625だから、資本家の受けとる追加的剰余価値は、1時間あたり125であり、したがって2時間では、今度は550ではなく、350でしかない。

さて、さらに2時間の追加的労働時間が労働者に押しつけられるとする。このとき、能率はもはや20%ではなく、もっと疲弊して30%も落ちるとしよう。すると、1時間あたりに生産される価値はもはや1000ではなく、わずか700である。割増賃金率が同じ25%だとすると、1時間あたりに生産される剰余価値はわずか75でしかなく、この第3の追加的2時間労働によって得られる剰余価値量は150でしかない。

最後に、第4の追加的労働時間においては、能率が40%落ちると仮定すれば、1時間あたりに生産される価値量はもはや600であり、労働者が受け取る賃金は625だから、資本家はこの第4の追加的労働時間においてははやいかなる追加的剰余価値も受け取らないだろう。こうして、労働時間の延長には、肉体的・生理的限界および社会的・文化的限界以外に、経済的限界が見出されるのである。われわれの仮定においては、その限界は14時間である。それを越えると、資本家はもはや、労働者に割増賃金を支払ったあとでは、何も手元に残らないどころか、マイナスをこうむることになる。

このように、標準労働日を越えて生産される追加的な絶対的剰余価値生産においては、労働者の受け取る賃金が増大しても、資本家の受け取る剰余価値は増大するが、その増大の割合は、標準労働日の設定のせいで、労働日の延長に比例しては増えず、それよりも少ない割合でしか増大せず、しかも、延長時間が長くなるごとに逡減していき、やがては消滅する。

以上の実に簡単な事実から、さらにいくつかの重要な結論が引き出される。この消滅する地点がいつやってくるかは、個人差のある疲労の進行度を別とすれば、最初に前提となっている標準剰余価値率の水準と、労働時間を

延長した場合の賃金の割増率の水準によって決まってくるだろう。

まず標準剰余価値率の水準が異なる場合を見てみよう。標準剰余価値率が低い場合と高い場合とでは、この消滅点のやってくるまでの時間的長さはまったく異なる。たとえば、標準剰余価値率が100%の場合と、300%の場合を比べてみよう。いずれも1日8時間労働を前提とし、労働者が1時間あたりに1000の価値を生産し、労働時間が1時間延長するごとに生産される剰余価値が100ずつ逡減し、賃金の割増率は20%であるとしよう。

まず100%の場合、労働力の基本価値は4000で、絶対的剰余価値の本源的部分も4000である。1時間あたりに換算すると、各1時間は500の労働力価値と500の剰余価値に分かれる。さて労働時間が1時間延長されると、その1時間に生産される価値量は900であり、労働力の追加価値は600であり（ 500×1.2 ）、したがって追加的な絶対的剰余価値は、300である。次の1時間になると、生産される価値量は800であり、労働力の追加価値は同じく600。すると追加的な絶対的剰余価値は200である。この調子で延長していくと、3時間目には追加的な絶対的剰余価値は100になり、4時間目には0になっている。したがって、労働時間の経済的限界は追加3時間目であるということがわかる。

次に300%の場合だと、「労働力の基本価値」は2000で、「絶対的剰余価値の本源的部分」は6000になる。1時間あたりに換算すると、250の労働力価値と750の剰余価値に分かれる。労働時間が1時間延長されると、その1時間に生産される価値は900であり、労働力の追加価値は300であり、絶対的剰余価値の追加部分は600である。労働力の追加価値が変化せず、生産される価値量が1時間ごとに100ずつ減っていくのだから、経済的限界は追加6時間目によく訪れることになる。

以上の簡単な計算からも明らかなように、出発点の標準剰余価値率が高ければ高いほどそれだけ、労働時間の経済的限界は長くなるという簡単な法則を立てることができる。標準剰余価値率が高くなることのできるのは、労賃と労働力価値との一致を前提とすれば、労働力価値そのものが全体として減

価することによってであり、したがって相対的剰余価値の生産が進行することによってである。すなわち、絶対的剰余価値の生産が相対的剰余価値生産の前提であるというだけでなく、相対的剰余価値生産の発展そのものが、単純な労働時間の延長という意味での絶対的剰余価値の生産の余地をも大きくすることができるのである。「絶対的剰余価値生産→相対的剰余価値生産」というベクトルだけでなく、ここでは、「相対的剰余価値の発展→絶対的剰余価値の発展」というベクトルも存在する。マルクスは、相対的剰余価値生産の一手段としての機械制大工業を考察したさい、この機械制大工業こそが相対的剰余価値のみならず野蛮に労働時間を延長させる衝動を資本家の中に生み出し、またその延長を容易にすることによって、労働時間の機械的延長という意味での絶対的剰余価値生産のための最も重要なてこになっている。これはまったく正しいが、それと同時に、そうした質的観点からばかりでなく、このような剰余価値生産の量的関係からも、相対的剰余価値生産の発展は絶対的剰余価値生産の発展のきわめて重要な条件、その根拠となるのである⁽¹⁶⁾。

さて次に、もう一つの変数である賃金の割増率についてみてみよう。標準労働日を越える労働時間の延長に対して支払われる賃金の割増率が、20%ではなく、たとえば50%だとすると、労働時間延長の経済的限界もとつすみやかにやってくるだろう。たとえば標準剰余価値率が100%の場合で見ると、その限界は3時間目ではなく、2時間目にやってくるだろう。

まったく逆に、マルクスが『資本論』の第15章以前で仮定しているように、労働時間の延長によってもそもそも労働力価値が増大しないと仮定するならば、あるいは、日本の労働現場で普遍的に見られるように、追加的労働に対する正当な賃金支払いがなされていない場合には（サービス残業）、追加的労働時間に生み出される価値はすべて剰余価値になり、したがって、能率の低下によって、追加的労働時間中に生み出される価値量がゼロにならないかぎり、労働時間延長の経済的上限は存在しないことになる。したがってそこに存在するのは、肉体的・生理的限界と、社会的・文化的限界というき

わめて柔軟性と弾力性に富んだ限界しかなくなり、こうして最大限の労働時間延長が資本家によって追求されることになる。それをより人間的な範囲に押しとどめるのはもはや、階級闘争による下からの規制か国家の介入と法律による上からの規制か、国内外の世論による横からの規制しかない、ということになる。

このように、労働時間延長による労賃の増大の問題、そしてその増大率の問題は、純粋な賃金問題ではなく、同時に労働時間の問題とも深くかかわっている。法的に標準労働日を獲得するだけでなく、できえるだけ高い割増率を獲得すること（できれば法律的規定として獲得すること）は、労働時間を制限する最も重要な経済的手段の一つでもあるのである。

注

- (1) たとえば以下の部分を見よ、K I、682頁、S. 549、K I、708頁、S. 569。
- (2) 岸本英太郎『窮乏化法則と社会政策』、有斐閣、1955年、6頁。他にも、川瀧（中川）スミは、労働支出量の増大→労働力の消耗の増大→必要な生活手段量の増大→労働力の価値の増大という論理の流れで、労働支出量の増大に応じて労働力価値が増大すると論じている（川瀧スミ「剰余価値生産と労働力の価値変動——資本制的蓄積と労賃法則論序説」、九州大学院経済学会『経済論究』第24号、1970年）。海野博氏は、労働力の「正常な耐久期間」という概念を基軸にして、労働支出量の増大による労働力価値の増大を論じている（海野博「労働力商品の価値およびその譲渡形式と労働支出量の増加による剰余価値の増大——資本主義的生産・蓄積の機構と賃労働についての研究序説」、明治大学『経営論集』第23巻3号、1976年）。たしかに、労働日の延長が労働力の正常な耐久期間を侵害して労働力を消耗させる場合には、こうした論点が生じるだろう。しかし、ここでは、労働支出量の増大が労働力の正常な耐久期間をしらない範囲で行なわれる、すなわち、その日々の消耗分は日々の休養と睡眠、食事などで回復するものと仮定しておく。正常な商品交換を前提する場合には、時間決めて買った商品は、その商品の正常な耐久期間を侵害しない範囲で使用するのが当然の前提になるからである。この問題については、標準労働日の本質的規定をめぐる別稿で論じる予定である。
- (3) 金子ハルオ「賃金論の展開方法」、『講座現代賃金論』第1巻、青木書店、1968

年、56頁。

- (4) マルクス剰余価値論における第7章「剰余価値率」の重要性については、以下の論文を参照せよ。桜井幸男「剰余価値論の構造——絶対的剰余価値の生産を中心に」、種瀬茂編著『資本論の研究』、青木書店、1986年。
- (5) 頭川博氏は、剰余価値生成の証明手続きを、労働日を一定として必要労働分量の強制的引き下げに求めているが（頭川博「剰余価値の必然的発生根拠——社会的生産関係と剰余労働」、『一橋論叢』第96巻第2号、1986年）、これはマルクス剰余価値論の論証手続きとまったく合致しない。マルクスにあっては、剰余価値の証明にあたっては労働力の価値が一定で労働日が可変である。
- (6) 典型的な例は、ラピドス、オストロヴィチヤノフ『生産・価値・貨幣——マルクス主義経済学教程』第1巻（白揚社、1935年）に見られる。両名は、すでに必要労働時間と剰余労働時間とが成立している状態をグラフ化したうえで、絶対的剰余価値を「労働時間の延長、すなわち右の例において言えば10時間の後にさらにとえば2時間をつけ加えること」によって得られるものとしている（同前、340頁）。他に、日高普『全訂経済原論』（時潮社、1974年）、田中史郎「絶対的剰余価値の生産と相対的剰余価値の生産——労働時間タームか価値タームか」（東京経済大学『経済学』第229号、2002年）なども同じ立場である。
- (7) 多くの論者は、この特殊と一般との弁証法的関係にとくに着目することなく、マルクスにのっとなって、いわば無意識的にこの説を採用している。この特殊と一般との関係に着目し、絶対的剰余価値が剰余価値一般であるとともに、相対的剰余価値との関係では一つの特異な剰余価値生産であるという「特殊と一般の同一性」を最初に最も明確な形で提出したのは見田石介氏である。また以下の文献も同じ立場である。松石勝彦「剰余価値の生産——『資本論』第1部第3、4、5編をめぐって」、同『資本論研究』、三嶺書房、1983年。他方、宇野派の中ではこうした立場に対する異論が強い。大内秀明氏はこれを「折衷的」とし（大内秀明「絶対的剰余価値の生産について」、宇野弘蔵編『資本論研究』Ⅱ、筑摩書房、1967年、173頁）、田中史郎氏は「一見弁証法的であるが、こうした理解は概念の混乱をもたらす」としている（田中前掲論文、65頁）。宇野派の中では桜井毅氏が明確に絶対的剰余価値を「必要労働時間を越える労働時間の延長」として理解している（桜井毅「絶対的剰余価値と相対的剰余価値の概念」、大内力他編『資本論と帝国主義論』上、東京大学出版会、1970年）。
- (8) たとえば、前掲金子ハルオ論文、59～61頁。逆に、マルクスの経済理論を全否定しなければならないと固く決意している新自由主義者の金子甫氏は、労働時間

の増大や生産力の増大によって実質賃金は増大するのだから、実質賃金を「一定の社会の一定の時代には」不変だという前提に立っていたマルクスは間違っており、したがって「実質賃金不変説に依拠するマルクスの剰余価値説は誤っている」ときわめて短絡的に結論づけている（金子甫『経済学の原理——マルクス経済学批判・近代経済学の是正』、文真堂、1995年、247頁）。氏にあつては、マルクスにおける労働力価値不変の前提が論理のある一定の段階においてだけであるという事実が完全に無視されている。またマルクスはけっして「実質賃金不変説」に依拠してはいない。相対的剰余価値生産においては、労働者の実質賃金が上昇してもなお相対的剰余価値は発生するのである。このことは、マルクスにとって常識の部類に属することであった。

- (9) この点については以下の論文を参照のこと。森田成也「複雑労働の還元問題と剰余価値論」、『駒澤大学経済学部研究紀要』第62号、2006年3月。
- (10) すでに『資本論』第1巻第7章「剰余価値率」への第2版注の中で、マルクスはこう述べている——「剰余価値率は、労働力の搾取度の正確な表現ではあるが、搾取の絶対量の表現ではない。たとえば、必要労働が5時間で剰余労働も5時間ならば、搾取度は100%である。この場合には搾取量は5時間で計られている。これに対して、必要労働が6時間で剰余労働が6時間ならば、100%という搾取度は変わらないが、搾取量は20%増大して、5時間から6時間になる」（K I、283頁、S. 232）。だがこの記述は標準労働日の成立を解く以前の場所で登場しているので、標準労働日とは関連づけられていないし、また単なる注としてこのついでに言及されているにすぎない。それゆえ、ほとんど注目されてこなかったし、その理論的含意もあまり考えられてこなかった。この問題に対するマルクスのより詳細な言及については本文を見よ。
- (11) シュヴァルツの『資本論体系成立史』は、この問題に関する1861～63年草稿から『資本論』への変化をかなり詳しく扱っており、非常に参考になったが、この変化の理論的意味と限界はあまり理解されていない。参照、ヴィンクフリート・シュヴァルツ『資本論体系成立史』、法政大学出版局、1986年、第2章。
- (12) ちなみに、この問題に「労働の価格」法則という観点で対処しようとしたのが、周知のように舟橋尚道氏である。（参照、舟橋尚道『賃金論研究』、時潮社、1965年）。これは、1861～63年草稿段階への逆行であるだけでなく、独自の「法則」に格上げされている。
- (13) この点についてジャック・ビデは次のように述べている——「価値と抽象的労働は、それだけではまだいかなる特定の階級関係も定義しないが、しかし強度を

問題にすれば、すでに継続時間も労働も非自然化され、労働は社会関係として復元される。『社会的に必要な』時間とは、『社会的に規制された』支出の時間ではありえない。このことは、われわれに、それぞれの社会に特有の支出の社会的規制の原理、すなわち、階級関係を指し示す。事実、支出の問題は、ただちに、支出に対する社会的強制の問題を呼び起こす」(ジャック・ビデ『資本論をどう読むか』、法政大学出版局、1989年、67頁)。

- (14) マルクスもときに「標準強度 (Nomalgrads der Intensität)」という言葉を用いる時もあるが (K I、719頁、S.577)、それは他の箇所を用いている「平均的な強度」「普通の強度」などと基本的に同じ意味であろう。
- (15) もちろん、マルクスも生産部門によって求められる強度が異なることを認識している——「もちろん、一般に、生産部門が違えば労働の強度にも違いが生じる。この相違は、すでにアダム・スミスが明らかにしたように、一部は、それぞれの労働種類に特有な副次的事情によって相殺される」(K I、535頁、S.433)
- (16) これは「具体的普遍の逆転」の重要な一例である。絶対的剰余価値はすべての剰余価値の基礎、あらゆる剰余価値の産出根拠であり、普遍にして特殊な剰余価値であるが、相対的剰余価値が成立すると、今度はこれが普遍にして特殊な剰余価値になり、この相対的剰余価値の発展が絶対的剰余価値産出の根拠となるのである。